

森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領

	平成21年 5月29日付け21林整計第 89号林野庁長官通知
一部改正	平成22年 9月24日付け22林整計第131号林野庁長官通知
一部改正	平成22年11月26日付け22林整計第159号林野庁長官通知
一部改正	平成23年11月21日付け23林整計第158号林野庁長官通知
一部改正	平成24年 2月 8日付け23林整計第211号林野庁長官通知
一部改正	平成24年 4月 2日付け23林整計第369号林野庁長官通知
一部改正	平成25年 2月27日付け24林整計第202号林野庁長官通知
一部改正	平成25年 6月 7日付け25林整計第337号林野庁長官通知
一部改正	平成26年 2月 7日付け25林整計第876号林野庁長官通知
一部改正	平成27年 2月 3日付け26林整計第752号林野庁長官通知

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要綱」という。）の内容等については、以下のとおりとする。

第1 基金事業の内容等

実施要綱第2において指定された実施要綱別表1から別表4までに定めるメニューごとの内容は別表1のとおりとし、その対象経費については、別紙1のとおりとする。

第2 事業計画等

- 1 都道府県知事は、実施要綱第3の規定に基づき、事業計画を作成し、様式1により林野庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。
- 2 事業計画においては、様式2により基金事業に係る次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 基本的事項（森林整備及び林業・木材産業の現状と課題並びに施策の基本方針並びに地域材の需要拡大と安定的・効率的な生産・供給体制の構築に関する考え方等。なお、実施要綱第2の1の基金事業を実施する場合にあつては、「復興に必要な木材の安定供給に対する考え方」についても定めるものとする。）
 - (2) 全体目標（全体指標における目標値）及び事業実施期間等
 - (3) 基金保有額、基金事業総額、基金事業のメニューごとの数量及び基金事業費
 - (4) 具体的事業内容（事業種目、実施市町村、事業主体、事業内容及び数量、基金事業費、個別指標）
- 3 事業計画の目標を定める指標は、別表2の指標のガイドラインに基づき記載する。
- 4 都道府県知事は、事業計画を作成するに当たっては森林・林業基本法（昭和39年法律第161号）第11条第1項の規定に基づく森林・林業基本計画、森林法（昭和26年法律第249号）第4条に定める全国森林計画、同法第4条第5項に定める森林整備保全事業計画、同法第5条に定める地域森林計画、同法第10条の5に定める関係市町村の市町村森林整備計画、林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法（昭和54年法律第51号）第2条の2第2項の規定に基づく林業経営基盤の強化並びに木材の生産及び流通の合理化に関する事項についての基本構想、木材の安定供給の確保に関する特別措置法（平成18年法律第47号）第4条第3項の規定に基づく木材安定供給確保事業に関する計画、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成8年法律第45号）第4条第

1項の規定に基づく林業労働力の確保の促進に関する基本計画、関係する流域において策定されている流域林業活性化実施計画及び地域振興に関する基本的な計画又は方針との調和を図るとともに、関係行政機関、民間非営利団体及び地域住民等との必要な調整を図るものとする。

5 実施要綱第3の3に定める重要な変更については、次のとおりとする。

(1) 都道府県知事は、第2に基づき定める事業計画の計画事項のうち

① 基金事業総額（ただし、基金の運用によって生じた運用益は含まない。）

② 森林整備加速化・林業再生事業費補助金等交付要綱（平成21年5月29日付け21林整計第82号事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）別表に掲げる区分ごとの基金造成額（ただし、基金の運用によって生じた運用益は含まない。）

③ 実施要綱別表に掲げるメニューごとの基金事業費の30%を超える増減

④ 事業実施期間

について、これを変更する場合は、様式1の事業計画変更承認申請書により林野庁長官に申請し、その承認を受けるものとする。

(2) 林野庁長官は、(1)により、提出された事業計画について、目標が適切に設定されているか、基金事業の総合的な実施が目標の達成に資するかどうかを審査し、適切であると認める場合に承認し、その旨を都道府県知事に通知するものとする。

(3) 全体目標のみを変更する場合は、様式3により、林野庁長官に協議するものとする。

6 都道府県知事は、交付要綱第19に定める基金事業の実施状況報告について、毎年度、基金事業に係る決算終了後速やかに様式4により林野庁長官に報告しなければならない。

7 事業計画の作成及び事業の実施に当たっての留意事項については、林野庁長官が別に定めるものとする。

第3 他の施策・事業等との調整

都道府県知事は、基金事業の実施に当たって、次に掲げる国及び都道府県等の施策や事業等との関連とその活用に配慮するものとする。

1 治山に関する施策

2 森林保全整備に関する施策

3 森林環境整備に関する施策

4 林産物の供給及び利用に関する施策

5 国有林野の活用に関する施策

6 農業構造改善に関する施策

7 山村振興に関する施策

8 保安林等整備管理に関する施策

9 森林計画に関する施策

10 森林の流域管理システムの推進に関する施策

11 林業普及指導事業交付金に関する施策

12 森林病虫害等防除に関する施策

13 独立行政法人農林漁業信用基金に関する施策

14 林業・木材産業改善資金に関する施策

15 森林・林業再生基盤づくり交付金に関する施策

16 森林整備加速化・林業再生交付金に関する施策

17 合法性、持続可能性の証明された木材・木材製品に関する施策

なお、森林・林業再生基盤づくり交付金（森林・林業再生基盤づくり交付金実施要綱

(平成25年5月16日付け25林政経第105号農林水産事務次官依命通知)による事業をいう。)、森林整備加速化・林業再生交付金(森林整備加速化・林業再生交付金実施要綱(平成27年2月3日付け26林整計第26林整計第733号農林水産事務次官依命通知)による事業をいう。)、農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)等による関連諸制度との調和を図るとともに、強い農業づくり交付金(強い農業づくり交付金実施要綱(平成17年4月1日付け16生産第8260号農林水産事務次官依命通知)による事業をいう。)、農山漁村活性化プロジェクト支援交付金(農山漁村活性化プロジェクト支援交付金交付要綱(平成19年3月30日付け18企第381号農林水産事務次官依命通知)による事業をいう。以下同じ。)等の関係事業と十分な調整を図るよう留意するものとする。

第4 基金事業の実施

- 1 基金事業は、第2の事業計画に基づいて、それぞれの事業主体が所要の手続を経て実施するものとする。
- 2 基金事業に係る補助金の交付申請、受領及び事業主体への補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務は、都道府県知事及び市町村長(以下「都道府県知事等」という。)が行うものとする。
- 3 都道府県知事等及び事業主体は、地域の実情に鑑み、過剰と見られるような施設等の整備を排除する等、徹底した事業費の低減に努めるものとする。
- 4 都道府県知事等及び事業主体は、基金事業のうち施設等整備に対し計画数量等に基づく定額で補助金額を算定するものについて、特に、施設等整備後の事業の実施状況を十分に把握し、計画達成に努めることとする。

第5 達成状況報告等

都道府県知事は、交付要綱第19に基づき、目標の達成状況について調査し、1については、様式6により、林野庁長官に報告しなければならない。市町村長及び事業主体は、都道府県知事が行う達成状況の調査等に協力しなければならない。

- 1 事業計画における目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり、事業完了年度又は事業完了年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業完了年度から目標年度までとし、調査年度の翌年度の10月末日までに林野庁長官に報告する。
- 2 具体的事業内容における個別の事業の目標
 - (1) 目標年度は、別表2に定めるとおり事業実施年度又は事業実施年度の翌年度から起算して3年目とする。
 - (2) 調査年度は、事業実施年度から目標年度までの各年度とする。

また、施設を運営することにより得られる収入をもって当該施設運営に係る支出を賄う施設(以下「収支を伴う施設」という。)に係る収支実績については、営業(実施)年度から起算して3年間調査する。

第6 事業評価

- 1 実施要綱第6に基づき、都道府県知事は、個別の事業について、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領(平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知)に基づいて、事業主体に対し事前評価及び事後評価を実施させるものとする。
- 2 事前評価

都道府県知事は、事業主体から、事業計画の作成段階において、費用対効果分析によ

る事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

3 事後評価

都道府県知事は、目標年度において、事前評価を行った事業ごとに費用対効果分析による事業効果の測定結果の報告を求めるものとする。

4 その他

上記のほか、都道府県知事は、交付要綱第19に基づく達成状況報告の際に、当初想定された事業効果が発現されているか否かといった観点から総合的評価を行うものとする。

第7 改善措置等

実施要綱第7に基づく改善措置等については、次のとおりとする。

1 低調である場合とは、次の（1）及び（2）の場合とする。

（1）具体的内容における個別事業ごとに定める指標について、目標年度における目標値の達成率が70%未満である場合

（2）具体的内容における個別事業ごとに定める指標について、目標年度までの期間における目標値の達成率が単年度で50%未満の場合

2 都道府県知事は、1の（1）の場合、又は（2）の場合で、かつ、指標の目標年度において目標達成が困難と判断される場合には、中小企業診断士(中小企業支援法(昭和38年法律第147号)第11条に定める中小企業の経営診断の業務に従事する者)等による経営指導及び事業主体によるその要因及び推進体制、施設の利用計画等の見直し等目標の達成に向けた方策を内容とする改善計画の作成を含む目標達成に向けた措置（以下「改善措置」という。）を実施するものとする。ただし、自然災害や社会的・経済的事情の著しい変化等予測不能な事態の場合を除く。

3 都道府県知事は、改善措置を実施しても、なお目標の達成率が50%未満である場合は、事業の中止又は条件を付した事業の継続等の検討を行うものとする。

第8 基金事業の運営

1 基金の造成

基金は、交付要綱に基づき、国からの補助金を受けて都道府県が造成するものとする。

2 基金の設置方法

基金は、その設置目的、額、管理、運用益の処理、処分等について、条例等において定めるものとする。

3 基金の運用方法

基金の運用については、次の方法によるものとする。

（1）国債、地方債その他確実かつ有利な有価証券の取得等

（2）金融機関への預金

（3）信託業務を営む銀行又は信託銀行への金銭信託（ただし、元本保証のあるものに限る。）

4 基金の運用益等

都道府県知事は、基金の運用によって生じた運用益並びに実施要綱別表4並びに森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の一部改正（平成27年2月3日付け26林整計第749号農林水産事務次官依命通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生事業実施要綱（平成21年5月29日付け21林整計第83号農林水産事務次官依命通知）別表2の6（1）及び別表3の3（2）①に掲げる施設整備に対する資金融通を受けた事業主体に課された補助要件に基づき納付された資金（以下「運用益等」という。）は、交付要綱別表に

掲げる区分ごとに基金に繰り入れるものとする。

5 基金の取崩しの制限及び用途

基金（４により繰り入れられた運用益等を含む。）は、第１に掲げる基金事業を第２に掲げる事業計画に基づき実施する場合を除き、これを取り崩してはならないものとする。また、基金の用途は交付要綱別表に掲げる区分ごとに制限される。

6 返還された補助金等の取扱

都道府県知事は、基金事業の終了前に事業主体から補助金等の返還があった場合は、これの国費相当額（４により繰り入れられた運用益等を含む。以下同じ。）を交付要綱別表に掲げる区分ごとに基金に繰り入れるものとする。

7 基金の残額の取扱い

都道府県知事は、基金事業の事業実施期間が満了した場合において、交付要綱別表に掲げる区分ごとに基金の残額（４により繰り入れられた運用益等を含む。）がある場合は、これの国費相当額を国に納付するものとする。

8 基金事業の中止又は廃止

(1) 都道府県知事は、基金事業を中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ農林水産大臣（事務委任に係るものにあつては、内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）の承認を受けなければならないものとする。

(2) 農林水産大臣は、(1)の承認をする場合において、必要に応じて、条件を付することができるものとする。

9 基金事業の事故の報告

都道府県知事は、基金事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに農林水産大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

10 基金事業の終了等

(1) 農林水産大臣は、次に掲げる場合には、基金事業について終了又は変更を命ずることができるものとする。

① 都道府県が、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、要綱、この要領若しくは交付要綱又はこれらに基づく農林水産大臣の処分若しくは指示に違反した場合

② 都道府県が、基金を基金事業以外の用途に使用した場合

③ 都道府県が、基金の運営に関して不正、怠慢その他不適切な行為をした場合

④ その他基金の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

(2) 農林水産大臣は、(1)の終了又は変更を命じた場合において、基金から支出した金額に相当する金額について、期限を付して基金に充当することを命ずることができるものとする。

ただし、農林水産大臣がやむを得ない事情があると認めるときの取り扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準ずるものとする。

(3) (2)の期限内に基金に充当がなされない場合には、農林水産大臣は、未納に係る額について、都道府県知事にその未納に係る期間に応じて年利5.0パーセントの割合で計算した延滞金の基金への充当を併せて命ずるものとする。

(4) 基金の解散後において、事業主体から補助金等の返還があった場合には、都道府県知事は、これの国費相当額について国に納付しなければならない。

11 基金事業実施に当たっての条件

都道府県知事は、基金事業の実施に当たっては、別紙2の条件を遵守しなければならない。

ない。

12 基金事業の経理等

都道府県知事は、基金事業の経理について、交付要綱第21に定めるもののほか、農林水産大臣の要求があったときは、いつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならないものとする。

13 基金事業の検査等

- (1) 農林水産大臣は、基金事業の適正を期するため必要があるときは、都道府県知事に対し報告を求め、又は農林水産省職員に事業場に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができるものとする。
- (2) 農林水産大臣は、(1)の調査により、適正化法、適正化法施行令、実施要綱及びこの要領並びに交付要綱の内容に適合しない事実が明らかになった場合には、都道府県知事に適合させるための措置をとるべきことを命ずることができるものとする。

附則 経過措置等

- 1 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の一部改正（平成23年11月21日付け23林整計第158号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度及び平成22年度に造成した基金を財源として行うもので平成23年度中に着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 2 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の一部改正（平成25年2月27日付け24林整計第202号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号林野庁長官通知）に基づき計画していた事業について、平成21年度から平成23年度までの間に造成した基金を財源として行うものにあっては、なお、従前の例によることとする。
- 3 森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領の一部改正（平成27年2月3日付け26林整計第752号林野庁長官通知）の施行前における森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第89号農林水産事務次官依命通知）に基づき計画していた事業について、平成25年度までに造成した基金を財源として行うもので平成26年度までに着手したものにあっては、なお、従前の例によることとする。その場合にあって、施行前における森林整備加速化・林業再生基金事業実施要領第10の10(1)の基金事業の実施期間は、当該事業が完了するまでとする。

森林整備加速化・林業再生基金事業交付対象経費

I 復興木材安定供給等対策

1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

補助率については定額（10/10以内で都道府県知事が定めるもの）とし、基金事業終了時の総額については、基金事業総額（国費、本補助金により造成したものをいう。以下同じ。）の3%以内（ただし、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年5月2日法律第40号）に基づく特定被災地方公共団体に指定された県はこの限りでない。）とする。対象となる経費については事業を実施する上で追加的に必要となる次の経費とする。

(1) 技術者給

技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃とする。ただし、労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まないものとする。

また、技術者給の算定等については、別添「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。

(2) 賃 金

アルバイト及び技能者等の賃金とする。ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金とする。

(4) 旅 費

技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費とする。

(5) 需 用 費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等とする。

(6) 役 務 費

通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、損害保険料（自動車損害賠償責任保険料等）、自動車重量税及び自動車取得税等とする。

(7) 委 託 料

資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料とする。

(9) 備品・資機材購入費

事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

(10) 原材料費

情報提供、研修会等に必要な原材料費とする。

2 間伐等

間伐等を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、搬出間伐等については、1ヘクタール当たりの搬出材積20立方メートルを下限、100立方メートルを上限として、搬出材積等ごとに都道府県が設定する標準単価に間接費及び関連条件整備活動費を加えた額に対する国費充当率（交付率）1/2と都道府県の充当率15/100以上を合わせた額とする。

また、搬出間伐等と一体的に実施する森林作業道の整備については、3の林内路網整備の（2）の森林作業道に準ずるものとする。

都道府県が設定する標準単価及び間接費については、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）に準じるものとする。このほか、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）、森林整備保全事業標準歩掛（平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械経費積算要領（平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知）、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準（平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知）、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知）及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準（平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知）に準ずるものとする。

ただし、都道府県において、地域の実情を勘案し、新たな算定方法の必要がある場合はこの限りでない。

また、関連条件整備活動費については、対象森林の調査及び森林所有者の同意の取り付け等の事業主体が森林施業に着手する上で、直接必要となる次の表に掲げる経費とし、1ヘクタール当たり4万5千円以内とする。

区 分	内 容
技 術 者 給	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要となる技術を有する者（主任技師、技師等）の労賃 技術者給の算定については、別添「補助事業の実施に要する人件費の算定等の適正化について」によるものとする。
賃 金	日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金）、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、労災保険料、損害保険料、薬剤散布費、伐倒費等

委託料 使用料及び賃借料	資料作成、登記事務、測量・調査、広告出稿料等の委託料 会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び 損料とする。
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材（薬 剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを 除く。）

3 林内路網整備

(1) 林業専用道（規格相当）の整備及び関連条件整備活動

林業専用道（規格相当）（都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に1メートルあたり平均2万5千円（開設費について増嵩することが避けられないと認められる場合においては5万円を上限とする。なお、該当路線については、合計事業費から除外することができるものとする。）を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道（規格相当）の合計事業費の3.5%を上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道（規格相当）の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、ア～ウのとおりとする。

また、関連条件整備活動費については、事業主体が林業専用道（規格相当）整備に着手する上で、直接必要となる経費で、その内容は2に準ずるほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

ア 工事雑費は、事業実施のための現場事務所等において直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
賃 金	日々雇用者賃金(雑役、事務並びに技術補助員)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需 用 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費
役 務 費	通信運搬費、手数料
使用料及び賃借料	会議用会場、物品等の使用料及び借料並びに有料道路通行料

イ 事務雑費は、事業実施に直接必要とする次表に掲げる経費とする。

区 分	内 容
人 件 費	給料、職員手当、共済組合負担金
旅 費	普通旅費、日額旅費
賃 金	日々雇用者賃金(雑役、事務並びに技術補助員)、ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
需用費	事業実施の打合せ等に必要な旅費
役 務 費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、修繕料
使用料及び賃借料	通信運搬費、手数料 会議用会場、物品等の使用料及び借料並びに有料道路通行料

ウ 工事雑費及び事務雑費の額については、次に定めるところにより各路線ごとにその事業費を区分し、それぞれの区分に対応する率を乗じて得た額の合計額の範囲内とする。

a 都道府県が事業主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	10億円までの額	1,000分の25
10億円を超え	20億円までの額	1,000分の20
20億円を超え	30億円までの額	1,000分の10
30億円を超える額		1,000分の5

b a以外の者が事業主体の場合（工事雑費・事務雑費併せて）

3,000万円までの額		1,000分の80
3,000万円を超え	5,000万円までの額	1,000分の65
5,000万円を超え	1億円までの額	1,000分の45
1億円を超え	3億円までの額	1,000分の35
3億円を超え	5億円までの額	1,000分の20
5億円を超え	10億円までの額	1,000分の10
10億円を超える額		1,000分の5

(2) 森林作業道の整備及び関連条件整備活動

森林作業道（都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ）の整備を実施するために都道府県が定める定額の単価は、各路線毎に定めるものとする。

ただし、基金事業終了時において、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均2千円を乗じた金額を上限とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に

係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知）第5の4の(1)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費については、(1)のア及びイに準じ、その額は事業費に1,000分の45を乗じて得た額の範囲とする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準ずる。

4 森林境界の明確化

間伐等の集約化に向けた森林境界の明確化のために、都道府県知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり4万5千円以内の範囲で定めることとする。

なお、対象となる経費については、事業を実施するのに追加的に必要な経費で1の(1)～(8)に準ずる。

5 高性能林業機械等の導入

高性能林業機械等（以下この項目において「機械」という。）の導入の実施のために都道府県知事が定める定額の単価は、機械を導入する事業実施主体の機械購入費について、素材生産量（機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画）1,000立方メートル当たり200万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2（沖縄県においては2/3）とする。ただし、復興木材安定供給等対策によるものについては、被災地域に限り、1,000立方メートル当たり300万円とし、その助成額の上限は購入価格の1/2とする（被災地域とは、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律第二条第二項及び第三項の市町村を定める政令（平成23年政令第127号）に定める特定被災地方公共団体をいう。）。また、同一事業主体が複数台機械を導入する場合は、それぞれの機械に対し適用する。

なお、経費については、6の(1)に準ずることとし、導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えたものとする。

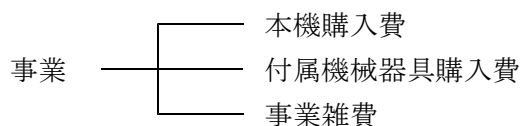
また、都道府県は、機械の導入を計画する事業主体から、素材生産量の計画の提出があった場合は、当該事業主体の素材生産計画量を明らかにするとともに、全体事業計画の間伐材利用量との整合性を図ることとする。

6 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費とする。

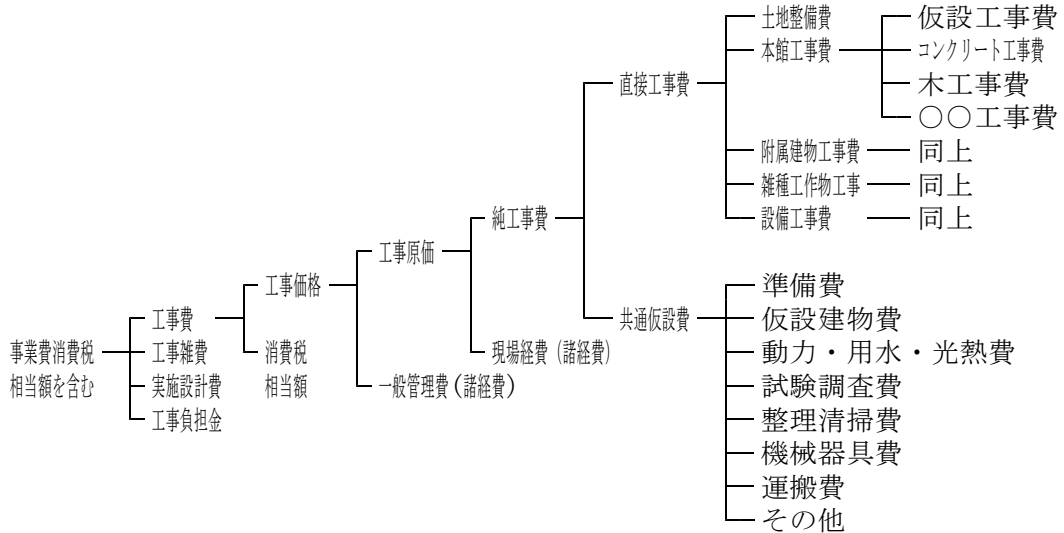
ア 機械器具費



事業雑費は、①本機及び附属機械器具の運送料並びに定置式機械の据付料②車両購入に伴う重量税、取得税及び自動車損害賠償責任保険料とする。

ただし、現地着価格によって購入するときは、運送料を含めないものとする。

イ 建物建築費及び構築物設置費



a 工事費

純工事費及び諸経費とする。ただし、消費税相当額を含む。

(a) 純工事費

工事（工事に必要な仮設工事を含む。）に要する経費とし、その内容は、次のとおりとする。

i 直接工事費

労務費、材料費、その他工事施工に直接必要な経費であって、共通仮設費以外のものとする。

ii 共通仮設費

建物、工作物等の各種の直接工事に共通して必要となる次表に掲げる経費とし、その積算は、当該直接工事の規模、工事期間等の実情に応じて適正に行うものとする。

区 分	内 容
準 備 費	仮設路、仮橋、借地等に要する経費
仮設建物費	仮事務所、下小屋、倉庫等に要する経費
動力・用水・光熱費	動力、用水、光熱費等に要する経費
試験調査費	全般的な試験、調査等に要する経費
整理清掃費	全般的な整理、清掃、後片付け、養生等に要する経費
機械器具費	数種目に共通的な機械器具等に要する経費
運 搬 費	数種目に共通的な運搬又は共通仮設に伴う運搬に要する経費
そ の 他	数種目に共通的なその他の仮設的経費

(b) 諸経費

i 諸経費は、請負施工における請負人又は直接施工における事業主体が必

要とする現場経費（現場管理上必要な労務管理費、租税公課、保険料、人件費、福利厚生費、事務用品費、通信交通費、交際費、補償費及び雑費とし、共通仮設費に算入するものを除く。）とする。

ii 諸経費の積算は、原則として現場経費及び一般管理費に区分して行うものとし、それぞれの純工事費に対する一定率（従来使用されている適切な率による。）以内とする。ただし、直接施工における事業主体の一般管理費等率については、利益相当率を除くものとする。

b 工事雑費

事業主体が事業の施工に伴い、直接必要とする次表に掲げる経費とし、その積算は、原則として工事費の3.5%を限度とし、事業の施工様態に応じて行うものとする。

区 分	内 容
報 酬 賃 金	用地交渉、土地物件等の評価及び登記事務 日々雇用者賃金（測量、事務、現場監督補助人夫等の賃金） ただし、賃 金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。
旅 費 需 用 費	事業実施の打合せ等に必要の旅費 消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費及び修繕費 通信運搬費、手数料、筆耕翻訳料、公告料及び雑役務費 登記事務、測量等の委託料
役 務 費 委 託 料 使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料 事業実施に直接必要な庁用器具及び事業用機械器具
備品購入費 公 課 費	

c 実施設計費

設計に必要な調査費（地質、水質その他施設の規模、構造、能力等の設計に必要な諸条件を調査するために必要な費用とする。）及び設計費（設計に必要な経費とする。）とし、当該実施設計を委託する場合に限り補助の対象とするものとする。

なお、実施設計と併せて工事の監理を設計事務所等に委託する場合においては、当該監理料を実施設計費に含めることができるものとする。

d 工事負担金

系統連携の際の電力工事負担金とする。

ウ 土地整備費及び林業施設用地舗装工事費

経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

(7) 指導監督費は補助対象としないものとする。

(イ) 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5%以内とする。

(ウ) 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

(1) に準ずる。

イ 木材集出荷販売施設整備

(1) に準ずる。

ウ 森林バイオマス等再利用促進施設整備

(1) に準ずる。

7 木質バイオマス利用施設等整備

ア 木質バイオマス加工流通施設等整備

6の(1)に準ずる。

イ 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

6の(1)に準ずる。

8 流通経費支援

間伐材等運搬

流通経費支援の実施ために都道府県知事が定める定額の単価（以下この項目において「単価」という。）は、以下の範囲で定めることとする。

なお、対象経費については、運搬費とし、次のとおりとする。

ア 要綱別表1の8の①、②の原木流通

運搬距離が50キロメートル以上100キロメートル未満の場合は1立方メートル当たり千円以内、100キロメートル以上150キロメートル未満の場合は1立方メートル当たり2千円以内、150キロメートル以上200キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり2千5百円以内、200キロメートル以上の場合の単価は1立方メートル当たり3千円以内とする。

イ 要綱別表1の8の①のチップ流通

チップ1BDt（絶乾重量）当たり2.2立方メートルで丸太換算材積とし、200キロメートル以上300キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり千5百円以内、300キロメートル以上400キロメートル未満の場合の単価は1立方メートル当たり2千円以内、400キロメートル以上の場合の単価は1立方メートル当たり2千5百円以内とする。

9 都道府県指導等事業費

基金事業を推進するため、都道府県による説明会の開催、事業実施市町村・特別区及び事業主体に対する指導、必要な会議の開催、基金の運営等に要する次の経費とする。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は、基金事業総額の1.7%を上限とする。

ただし、耐用年数が事業実施期間を越える備品を購入する経費については、原則とし

て補助の対象としない。

(1) 人 件 費

基金事業に直接従事する定数職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条第1項に規定する職員を含み、本庁及び常設機関における管理又は監督の地位にある職員を除く。）に対する給料、職員手当（退職手当を除く。）及びこれらの職員に係る地方公務員共済組合負担金とする。

(2) 賃 金

賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。

(3) 謝 金

基金事業を推進するために開催する会議等に出席する委員等の謝金とする。

(4) 旅 費

基金事業の指導監督等に必要な旅費とする。

(5) 需用費

消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料及び修繕費とする。

(6) 役務費

通信運搬費、公告料（用地買収補償交渉等補助事業の遂行上特に必要と認められる場合に限る。）、手数料、筆耕翻訳料、自動車損害賠償責任保険料、自動車重量税及び自動車取得税とする。

(7) 委託料

登記事務、測量等の委託料とする。

(8) 使用料及び賃借料

土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具の借料及び損料とする。

(9) 備品購入費

基金事業の実施のために直接必要な貨客兼用自動車及び備品購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）とする。

10 市町村指導等事業費

市町村が基金事業の実施についての指導、監督及び事業の推進に必要な会議の開催等を行うのに要する経費であって、その内容は9の都道府県指導等事業費に準ずる。

なお、補助率は1/2以内とし、基金事業終了時の総額は基金事業総額の0.4%を上限とする。

II 強い林業・木材産業構築緊急対策

1 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

イ 木材集出荷販売施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

2 木造公共施設等整備

Iの6の(1)イ、ウに準ずる。

3 木質バイオマス利用施設等整備

(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

4 都道府県指導等事業費

Iの9に準ずる。

5 市町村指導等事業費

Iの10に準ずる。

Ⅲ 林業成長産業化総合対策

1 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等

Iの1に準ずる。

2 木造公共施設等整備

Iの6の(1)イ、ウに準ずる。

3 木質バイオマス利用施設等整備

(1) 木質バイオマス加工流通施設等整備

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 木質バイオマスエネルギー利用施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

4 CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策

(1) 中高層建築物の木造化に有効なCLT(クロス・ラミネイティド・ティンバー)等新製品・新技術の活用を加速化するために行う次のア～エに掲げる事業を実施するのに必要な経費を対象経費とする。

ア CLT等新製品・新技術を用いた建築物の実証等

(ア) 建築物の設計費

(イ) 建築物の建設費

(ウ) 上記(ア)、(イ)のほか、建築物の実証等に関して都道府県知事が必要と認める内容

イ CLT等新製品・新技術を用いた建築物の実証等に必要な実験等

(ア) 基本構想の企画・検討

(イ) 建築物の実証に必要な部材等の実験

(ウ) 実証データの分析

(エ) 上記(ア)～(ウ)のほか、アの事業実施に関して都道府県知事が必要と認める内容

ウ 中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の試験等

(ア) 試験体の作成

(イ) 試験体の性能等の調査に係る試験

(ウ) 中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の高品質化・生産性向上等に向けた調査・試験

(エ) 中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材を用いた建築等のための設計基準・手法等の作成

(オ) 上記(ア)～(エ)のほか、中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の試験等に関して都道府県知事が必要と認める内容

エ 上記ア～ウのほか、地域材利用量の増加に資するCLT等新製品・新技術の利用に向けた取組について、都道府県知事が特に必要と認める事業

(2) (1)のア～エに掲げる事業については、次のア～ウのいずれにも該当すること。

- ア CLT等新製品・新技術を用いるなど先駆性の高いもの
 - イ 事業実施の結果をもって、建築物の建設等への地域材利用拡大につながるもの
 - ウ 事業によって得られた知見や成果等について、広く一般に公表するもの
- (3) 対象となる支出経費は以下のとおり。

区 分	内 容
技術者給	Iの1に準ずる
賃 金	Iの1に準ずる
謝 金	Iの1に準ずる
旅 費	Iの1に準ずる
需用費	Iの1に準ずる
役 務 費	Iの1に準ずるほか、試験に必要な機具機械等の各種保守、設計、分析、試験、加工等に追加的に必要となる人的サービスに対して支払う経費、実証に必要な認証申請等の手数料等の経費
委 託 料	Iの1に準ずる
使用料及び賃借料	Iの1に準ずるほか、試験器具・機械等借上げに要する経費
施設整備費	性能試験及び実証展示等に係る設計費、施工費用、部材・部品費用、その運搬等に要する経費

5 木材加工流通施設等整備

(1) スtockポイント整備

Iの6の(1)に準ずる。

(2) 間伐材等加工流通施設整備

ア 木材処理加工施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

イ 木材集出荷販売施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

ウ 森林バイオマス等再利用促進施設整備

Iの6の(1)に準ずる。

6 木材の効率的な供給に向けた路網の整備

(1) 林業専用道（規格相当）の整備及び関連条件整備活動

林業専用道（規格相当）（都道府県が定める林業専用道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。）の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率（1/2定額）と都道府県負担も念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限建設費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、基金事業終了時において、都道府県ごとの林業専用道（規格相当）の開設延長の合計に1メートル当たり平均2万5千円（開設費について増嵩

することが避けられないと認められる場合においては5万円を上限とする。なお、該当路線については、合計事業費から除外することができるものとする。)を乗じた金額を上限とする。

また、林業専用道(規格相当)の合計事業費の3.5パーセントを上限として補強を行うことができるものとする。

林業専用道(規格相当)の整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領(平成12年3月31日付け林野計第138号林野庁長官通知)、森林整備保全事業標準歩掛(平成11年4月1日付け11林野計第133号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械経費積算要領(平成11年4月1日付け11林野計第134号林野庁長官通知)、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準(平成11年4月1日付け11林野計第135号林野庁長官通知)、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第136号林野庁長官通知)及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準(平成11年4月1日付け11林野計第137号林野庁長官通知)に準ずるもののほか、林野庁が別途定めるものによることとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、Iの3の(1)に準ずるものとする。

また、関連条件整備活動費については、事業主体が林業専用道(規格相当)整備に着手する上で、直接必要となる経費で、その内容はIの2に準ずるほか、事業実施の打ち合わせ等に出席する指導者等の謝金とする。

(2) 森林作業道の整備及び関連条件整備活動

森林作業道(都道府県が定める森林作業道の作設に関する指針の基準を満たすものとする。以下同じ。)の整備を実施するために都道府県知事が定める定額の単価は、路線ごとに定めるものとする。

また、都道府県知事は、国費充当率(1/2定額)と森林整備事業における都道府県負担を念頭に置きつつ、林野庁長官が別に定める上限建設費以内で定額の単価を設定するものとする。

ただし、国費助成額は、基金事業終了時において、都道府県ごとの森林作業道の開設延長の合計に1メートルあたり平均2千円を上限とする金額を乗じた金額とする。

森林作業道の整備にかかる経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準、森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準、森林環境保全整備事業実施要領(平成14年3月29日付け13林整第885号林野庁長官通知)第5の4の(1)の標準単価及び森林環境保全整備事業実施要領の運用(平成14年12月26日付け14林整第580号林野庁森林整備部整備課長通知)に準ずるものとする。

なお、指導監督費については認めないものとし、工事雑費及び事務雑費は、Iの3の(2)に準ずるものとする。

また、関連条件整備活動費については、(1)に準ずる。

7 森林境界の明確化

都道府県知事が定める定額の単価は、1ヘクタール当たり7万8千円以内の範囲で定めることとする。

対象経費は、事業を実施するのに追加的に必要な経費でIの1の(1)～(8)に準ずる。

8 高性能林業機械等の導入

Iの5に準じることとする。ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリッド油圧ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合における都道府県知事が定める定額の単価は、当該機械を導入する事業主体の機械購入費について、素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり240万円(被災地域においては360万円)とし、その助成額の上限は購入価格の1/2以内(沖縄県においては2/3以内)とする。

9 原木しいたけ再生回復緊急対策

(1) 原木しいたけ振興・新需要創出支援

① 新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援

一定の消費が期待できる外食産業、学校給食、医療機関、高齢者福祉施設、社員食堂を有する企業等との販路開拓に向けた活動やマーケティング力強化のための生産者セミナーの開催等を行うのに必要な次の経費とする。

項目	内容
ア 技術者給	Iの1に準ずる
イ 賃金	Iの1に準ずる
ウ 謝金	Iの1に準ずる
エ 旅費	Iの1に準ずる
オ 需用費	Iの1に準ずる
カ 役務費	Iの1に準ずる
キ 委託料	Iの1に準ずる
ク 使用料及び賃借料	Iの1に準ずる
ケ 備品・資機材購入費	Iの1に準ずる
コ 原材料費	Iの1に準ずる

なお、助成額は、企画検討委員会開催については287千円、料理コンテスト開催については1回当たり405千円、調理方法の開発については249千円、調理方法の発信については604千円、新商品の開発については249千円、材料の購入については1回当たり15千円、調理専門家の派遣については1回当たり56千円、普及啓発(イベントやシンポジウム等の開催)については1回当たり320千円、出前授業の開催については1回当たり133千円、体験学習の開催については1回当たり136千円、セミナーの開催については1回当たり267千円、販路開拓の活動については550千円、その他の活動については標準的な事業費の1/2相当額を上限とする。

② 需要に応じたしいたけ生産の実証に対する支援

販路開拓のために必要となる、一定の規格・品質のしいたけの安定供給に向けて、販売競争力の高いしいたけの生産実証を行うのに必要な次の経費とする。

項 目	内 容
ア 技術者給	I の 1 に準ずる
イ 賃金	I の 1 に準ずる
ウ 謝金	I の 1 に準ずる
エ 旅費	I の 1 に準ずる
オ 需用費	I の 1 に準ずる
カ 役務費	I の 1 に準ずる
キ 使用料及び賃借料	I の 1 に準ずる
ク 備品・資機材購入費	I の 1 に準ずる
ケ 種駒等導入費	種駒等を導入するための経費
コ 原木導入費	原木を導入するための経費

なお、助成額は、企画検討委員会については247千円、種駒等導入費については1駒当たり1円又は地域の標準的な価格に1/2を乗じた価格、原木導入費については、原発事故に起因した価格上昇が認められる場合は価格上昇額を差し引いた導入費用（従来導入価格）に1/2を乗じた価格、それ以外の場合は流通しているものを導入する際は1本当たり100円、立木購入の際は1本当たり65円、自らが所有している山林から原木を調達する際は1本当たり56円又は地域の標準的な価格に1/2を乗じた価格を上限とする。

(2) 省エネ型施設など生産コストの縮減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備

① 特用林産物生産基盤整備

ア 作業道等整備

作業道等整備に係る経費は、森林整備保全事業設計積算要領、森林整備保全事業標準歩掛、森林整備保全事業建設機械経費積算要領、森林整備保全事業建設機械等賃貸積算基準、森林整備保全事業に係る仮設材損料算定基準及び森林整備保全事業に係る仮設材賃料算定基準に準ずるものとする。

ただし、指導監督費、工事雑費及び事務雑費については、次のとおりとする。

- a 指導監督費は補助対象としないものとする。
- b 工事雑費と事務雑費の合計は、事業費の3.5パーセント以内とする。
- c 工事雑費及び事務雑費で購入できる機械、器具及び備品類は原則として耐用年数が事業実施期間以内のものとする。

なお、歩掛は、森林整備保全事業標準歩掛に定める用地造成工事に係る歩掛を適用するものとする。

イ ほだ場等造成

特用林産物生産のための林間及びほだ場の造成、給排水施設等の整備に要する次の経費とする。

- a 林間ほだ場造成
 - 地床整備費、枝打費、除伐費、保育間伐費及び支障木整理費とする。
- b 事業雑費

ほだ場予定地において実施する測量、森林調査及び事業計画の樹立に要する経費並びにほだ場造成事業を実施する際に要する雑費とし、その内容は、補助作業員に対する賃金、消耗品費、標識費、雑役務費及び旅費とする。

- ② 特用林産物生産施設
Iの6の(1)に準ずる。
- ③ 特用林産物加工流通施設
Iの6の(1)に準ずる。
- ④ 廃床等活用施設
Iの6の(1)に準ずる。
- ⑤ 特用林産物獣害対策施設
Iの6の(1)に準ずる。

10 都道府県指導等事業費

Iの9に準ずる。

11 市町村指導等事業費

Iの10に準ずる。

IV 森林整備加速化・林業再生対策

1 木質バイオマス発電施設整備

都道府県知事が定める定額の額は、1施設当たりの総事業費の1/3以内とする。ただし、1施設当たりの総事業費が林野庁長官が別に定める1施設当たりの総事業費の上限を越えない施設であって、モデル性が高く、かつ、事業の安定的・継続的な実施が見込めると都道府県知事が認める場合はこの限りでない。

なお、いずれの場合においても、都道府県知事が定める定額の上限は10億円とする。

また、対象経費は、木質バイオマス発電施設の整備に必要な経費でIの6の(1)に準ずる。

2 都道府県指導等事業費

Iの9に準ずる。

3 市町村指導等事業費

Iの10に準ずる。

基金事業実施に当たっての条件

第8の11の基金事業の実施にあたっての条件は、以下のとおりとする。

- 1 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産については、基金事業終了後においても、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」（昭和40年大蔵省令第15号。以下「大蔵省令」という。）に定められている財産については、大蔵省令に定められている耐用年数に相当する期間、ただし大蔵省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年4月30日農林省令第18号。以下「農林省令」という。）第5条で定める処分の制限を受ける期間（以下これらの期間を「処分制限期間」という。）内は、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管し、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、基金事業の目的に沿って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- 2 都道府県知事は、基金事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、不動産及びその従物並びに基金事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の機械及び器具について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けずに、基金事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供してはならない。
- 3 2の財産について、処分制限期間内においては、農林水産大臣の承認を受けて処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を国に納付させられることがある。
- 4 都道府県知事は、基金事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けなければならない。

また、農林水産大臣の承認を受けて当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用等に係る施設等に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には農林水産大臣に協議することができる。

- 5 都道府県知事は、基金事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に基金事業の目的を達することができなくなった場合、速やかに農林水産大臣に協議し、その指示に従って当該財産の

取得又は当該施設等の設置に要した経費のうち国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に充当するものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

6 都道府県知事は、補助金の交付に際しては、事業主体に対し、次に掲げる条件を付さなければならない。

なお、市町村が補助事業を実施する場合においても同様の条件を付するものとする。

ア 事業主体は、補助事業に要する経費の配分の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合には、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

イ 事業主体は、補助事業の内容の変更（都道府県知事が定める軽微な変更を除く。）をしようとする場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

ウ 事業主体は、補助事業を中止又は廃止しようとする場合は、都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

エ 事業主体は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、すみやかに都道府県知事に報告してその指示を受けなければならないこと。

オ 事業主体は、この基金事業に係る交付要綱、実施要綱及び実施要領に従わなければならないこと。

カ 事業主体は、補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかな場合は、これを減じて申請しなければならないこと。ただし、消費税相当額が明らかでないため、消費税等相当額を含めて申請した各事業主体については、次の条件に従わなければならないこと。

(a) 事業主体は、補助事業の実績報告を行うに当たって、上記の事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

(b) 事業主体は、実績報告の提出後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（実績報告において前記(a)により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を都道府県知事に報告するとともに、都道府県知事に返還しなければならない。

(c) (b)による報告は、実績報告を提出した年度の6月15日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定してない場合には翌

年度の6月15日までに報告するものとする。

キ 事業主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、補助事業完了後においても、善良なる管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的に従って使用し、その効率的な運営を図らなければならないこと。

ク 事業主体は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産（機械及び器具については、取得価格又は効用の増加価格が50万円以上のもの）について、処分制限期間内においては、都道府県知事の承認を受けずに、補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならないこと。

また、処分制限期間内に都道府県知事の承認を得て当該財産を処分したことにより収入のあったときは、当該収入の全部又は一部を都道府県知事に納付させることがあること。

ただし、補助事業を行うに当たって、補助対象物件を担保に供し、自己資金の全部又は一部を国が行っている制度融資から融資を受ける場合であって、かつ、その内容（金融機関名、制度融資名、融資を受けようとする金額、償還年数、その他必要な事項）が補助金交付申請書に記載されている場合は、都道府県知事の承認を受けたものとする。

ケ 事業主体は、補助事業により設置した別記に掲げる施設等が、当該施設等の転用制限基準に該当することとなる場合は、あらかじめ都道府県知事の承認を受けなければならないこと。

また、都道府県知事の承認を得て、当該施設等を転用又は用途変更した場合は、当該転用に係る施設等につき交付を受けた補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

ただし、公用、公共用及び天災地変その他やむを得ない事由のため前記によりがたい場合には、都道府県知事に協議することができること。

コ 事業主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産及び設置した施設等がそれぞれ処分制限期間及び転用制限期間内に補助金交付の目的を達することができなくなった場合は、速やかに都道府県知事に協議し、その指示に従って当該財産の取得又は当該施設等の設置に要した補助金相当額の全部又は一部を都道府県知事に納付しなければならないこと。

サ 事業主体（ただし実施要綱別表4に掲げる施設整備に対する資金融通を受けた者に限る。以下この項目において同じ。）は、電気事業者による再生可能エネルギー電

気の調達に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「特措法」という。）第4条に定める特定契約に基づく再生可能エネルギーの供給により収入を得た場合には、収入を得た年度の翌年度から、納付額の累計が交付された補助金相当額に達するまでの間、交付された補助金に相当する金額を以下により都道府県知事に納付しなければならないこと。

(a) 事業主体は、林野庁長官が別に定めるところにより、あらかじめ納付計画を作成し、都道府県知事の承認を受け、同計画に基づき納付するものとする。

この場合、処分制限期間内に納付するものとする。

(b) 事業主体は、発電施設の稼働率や木質バイオマス（「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」についてに定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」（森林由来のものに限る。）をいう。）の調達等の状況や見通しの変化があった場合、都道府県知事の承認を受けて納付計画を変更することができる。

(c) 事業主体は、天災その他自己の責に帰さない事由により、納付計画による納付が困難となった場合は、納付すべき額の全部又は一部の納付の免除について都道府県知事に申請し、その承認を求めることができる。

(d) 前項の申請があった場合、都道府県知事は、申請内容が妥当であると認められるときは、林野庁長官に協議の上納付すべき額の全部又は一部の免除を承認するものとする。

シ 事業主体は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類又は証拠物を、補助事業終了の翌年度から起算して5年間（実施要綱別表4に掲げる施設整備に対する資金融通にあっては、納付終了の翌年度から起算して5年間）整備保管しなければならないこと。

また、補助事業により取得し又は効用の増加した財産については、処分制限期間を経過するまでの間、当該財産の取得事業名、取得価格、補助金の額、取得時期、処分制限期間及び処分状況その他財産管理に必要な事項を記載した財産管理台帳並びにその他必要な関係書類を整備保管しなければならないこと。

ス 事業主体は、国の定める森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知）に基づき事前評価及び事後評価を実施するとともに、都道府県知事に対して費用対効果分析による事業効果の測定結果を報告しなければならないこと。

セ 市町村長及び事業主体が都道府県知事から交付された補助金を更に他の事業主体へ交付するときには、基金事業に係る補助金の交付申請、受領及び補助金の交付並びに事業実施の指導監督に係る事務を行うとともに、都道府県知事に付された上記アからスに掲げる条件と同趣旨の条件を付さなければならないこと。

7 都道府県知事は、事業主体に付した条件により承認をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣の承認を受けてから承認を与えなければならない。

また、協議についても、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。

ただし、前記6のアからエに係るものについては、この限りではない。

8 農林水産大臣は、基金への充当又国への納付を条件に前記7の承認を行った場合において、当該納付が困難なやむを得ない事情があると認められるときの取扱いは、適正化法第18条第3項の規定に準じるものとする。

9 都道府県知事は、前記6のクにより事業主体からその収入の全部又は一部に相当する額を収納した場合又は前記6のカ、ケ、コ及びサにより事業主体から補助金相当額の全部又は一部を収納した場合、国費相当額について、基金解散前にあっては、これを基金に繰り入れるものとし、基金解散後にあっては、これを国に納付しなければならない。

10 都道府県知事は、事業主体が前記6により付した条件を遵守するよう善良なる管理者の注意をもって指導監督しなければならない。

別記（別紙２の関係）

施設等	転用制限基準	補助金の返還範囲
林業専用道（規格相当） 森林作業道	補助金交付年度の翌年度から起算して5年以内に当該林業専用道（規格相当）及び森林作業道について、その全部又は一部が転用若しくは用途変更され、又は補助目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部
貯木場 （附帯道路、増設・舗装を含む） スtockポイント 駐車場 （附帯道路を含む） 空輸作業基地 作業ポイント その他土地整備 （大蔵省令に定めるものを除く。）	補助金交付年度の翌年度から起算して8年以内に施設等の全部又は一部が目的以外に転用され残存施設等では所期の目的を達成することが困難になったとき。	全部又は一部

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
6 木材加工流通施設等整備	17ストックポイント整備	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 自走式ウインチ ログローダ グラップル付きトラック グラップル付きバックホウ フォークリフト クレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名			棟 箇所 箇所 箇所	式 基 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 台 台 台 ㎡
		18間伐材等加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギヤングリッパー その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所
			集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
			合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 台 台 台
			ブレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台
			チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 箇所 箇所	台 式 台 式 式 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ -
			木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機			台 台 台 台 台 台 台

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
				木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他 ※具体名			台 台 台 —
			木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他 ※具体名		棟 棟 棟	基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
			丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他 ※具体名			台 —
			杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他 ※具体名			台 台 —
			木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他 ※具体名		棟	台 台 台 台 ㎡ —
			品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計（設置型） マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他 ※具体名		棟 棟 棟	基 式 式 台 台 台 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ —
			新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計（設置型） モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注葉等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他 ※具体名		棟 棟 棟	台 台 台 台 台 台 式 式 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ —
	木材集出荷販売施設整備		木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他 ※具体名		棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	式 基 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —
			木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラブブルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他 ※具体名		棟	台 台 台 台 台 ㎡ —
	森林バイオマス等再利用促進施設整備		森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設		棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟 棟	台 台 台 台 台 式 式 式 基 式 基 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ —

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位		
						A	B	
				貯木場増設 貯木場改良・舗装 木材等成分抽出機 凝縮機 冷却機 成型施設 計量・梱包装置 原料貯蔵庫 その他	※具体名	箇所 箇所 棟	m ² m ² 式 式 式 台 式 台 m ² -	
				森林資源再処理施設装置 (注) バイオマス加工施設のほか 炭化施設 オガ粉製造施設 有機質肥料生産施設 その他			※具体名	式 式 式 -
				森林バイオマス再利用促進用機械 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他			※具体名	台 台 台 台 m ² -
7 木質バイオマス利用施設等整備	19木質バイオマス加工流通施設等整備	未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破砕機 移動式チップパー 結束機 移動式植織機 輸送用コンテナ グラブブル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 m ² -	
				木質バイオマス供給施設整備			木質バイオマス供給施設装置 剥皮施設 異物除去機 破選機 ハンマーミル チップパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 木質資源利用ボイラー 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用施設 木質系粗飼料製造施設 丸鋸盤 チップ吹上装置 原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 有機肥料生産施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 その他	※具体名
		20木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー ペレットストーブ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟 棟	m ² 式 台 台 式 式 式 式 式 m ² m ² -
					木質バイオマスエネルギー供給用機械 燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他			※具体名
8 流通経費支援	21間伐材等運搬	被災地域にかかる原木運搬	50km以上100km未満				m ³	
			100km以上150km未満				m ³	
			150km以上200km未満				m ³	
			200km以上				m ³	
			被災地域にかかるチップ運搬	200km以上300km未満			m ³	
		300km以上400km未満				m ³		
		400km以上				m ³		

II 強い林業・木材産業構築緊急対策

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位		
						A	B	
1 木材加工流通施設等整備	01ストックポイント整備	剥皮施設				棟 箇所 箇所 箇所 棟	式 基	
		焼却炉					m ²	
		山元貯木場管理棟					m ²	
		山元貯木場整備新設					m ²	
		山元貯木場増設					m ²	
		山元貯木場改良・舗装					m ²	
		自走式ウインチ					台	
		ログローダ					台	
		グラップル付きトラック					台	
		グラップル付きバックホウ					台	
フォークリフト				台				
クレーン				台				
機械保管倉庫				m ²				
その他			※具体名					
	02間伐材等加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 廻仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングパーカ ツインバンドソー ギヤングリッパー その他		棟 棟 棟 箇所 箇所	台 台 台 台 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式 式	
		集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台	
		合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名			式 式 式 式 式 式 式 式 式 式	
			プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台	
			チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設 貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 箇所 箇所	台 式 台 式 式 式 台 m ² m ² m ² m ² m ² m ² -	
			木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名			台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 台
			木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設			基 式	

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位		
						A	B	
				作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟	m ² m ² m ² —	
				丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他		※具体名	台 —
				杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他		※具体名	台 台 —
				木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他		※具体名	棟 台 台 台 台 m ² —
				品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダー グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他		※具体名	棟 棟 棟 — — — —
				新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダー マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他		※具体名	棟 棟 棟 — — — — — — — — —
				木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置		剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名
木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラブブルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟 台 台 台 台 台 台 —					
2 木造公共施設等整備	03木造公共施設等整備	木造施設 木質内装 木製外構施設 その他				基	m ²	
3 木質バイオマス利用施設等整備	04木質バイオマス加工流通施設等整備	未利用間伐材等活用機材整備	未利用間伐材等活用機械	移動式木材破砕機 移動式チップパー 結束機 移動式植栽機 輸送用コンテナ 木質バイオマス専用運搬車 グラブブル 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 台 台 m ² —	
		木質バイオマス供給施設整備	木質バイオマス供給施設装置	剥皮施設 異物除去機 破選機 ハンマーミル チップパー チップサイロ 燃料乾燥施設 燃料投入施設 木質燃料製造施設 木質資源利用ボイラー 計量・梱包装置 熱供給配管 木材成分抽出利用施設 木質系粗飼料製造施設 丸鋸盤 チップ吹上装置		棟	式 台 台 台 台 m ² 式 式 式 式 台 台 式 式 台 式	

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
				原料貯蔵庫 乾燥機 選別機 接着装置 切断機 成型施設 サンダー 集じん装置 有機肥料生産施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場 燃料配送車 ログローダ フォークリフト クレーン ホイルクレーン 機械保管倉庫 その他		棟	㎡ 台 台 台 台 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 台 台 ㎡ ー
	05木質バイオマスエネルギー利用施設整備	木質バイオマスエネルギー利用施設	木質バイオマスエネルギー利用施設装置	燃料貯蔵庫 燃料投入施設 木質資源利用ボイラー ペレットストーブ 受電施設 吸収冷凍機 熱交換器 熱利用配管 管理棟 作業用建物 その他	※具体名	棟	㎡ 式 台 台 式 式 式 式 ㎡ ㎡ ー

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
		中高層建築物の木造化・木質化のために必要な部材の試験等	試験体の作成 試験体の性能等の調査に係る試験 中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材の高品質化・生産性向上のための試験 中高層建築物等の木造化・木質化のために必要な部材を用いた建築等のための設計基準・手法等の作成 その他				式 式 式 式 式 式
		その他	その他	※具体名			—
5 木材加工流通施設等整備	11 スtockポイント整備	剥皮施設 焼却炉 山元貯木場管理棟 山元貯木場整備新設 山元貯木場増設 山元貯木場改良・舗装 自走式ウインチ ログローダ グラップル付きトラック グラップル付きバックホウ フォークリフト クレーン 機械保管倉庫 その他				棟 箇所 箇所 箇所 棟	式 基 ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 台 台 台 台 ㎡ —
	12 間伐材等加工流通施設整備	木材処理加工施設整備	木材製材施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 選別機 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 木材乾燥機 防虫・防腐施設 焼却炉 剥皮施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 リングバーカ ツインバンドソー ギヤングリッパー その他			台 台 台 台 台 式 式 基 式 基 式 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ 台 台 台 —
			集成材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 木工旋盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイナー 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 —
			合・単板加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 単板製造機械 単板乾燥装置 調板機械 接着機械 合板仕上・処理機械 ロータリーレース ドライヤー その他	※具体名		式 式 式 式 式 台 台 —
			プレカット加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 柱加工機 横架材加工機 仕口加工機 クロスカットソー 加工盤反転装置 角のみ盤 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 —
			チップ加工施設装置	選別機 剥皮施設 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 チップスクリーン 研磨機 作業用建物 チップサイロ 管理棟 貯木場整備新設		棟 棟 箇所	台 式 台 式 式 台 台 台 ㎡ ㎡ ㎡ ㎡ ㎡

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位	
						A	B
				貯木場整備増設 貯木場改良・舗装 その他	※具体名	箇所 箇所	m ² m ² -
			木材加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 丸棒加工機 木工工具研削盤 ジョインター 接着機械 その他	※具体名		台 台 台 台 台 台 台 台 台 台 -
			木材材質高度化施設装置	木材乾燥機 防虫・防腐施設 作業用建物 製品保管倉庫 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	基式 m ² m ² m ² -
			丸棒加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 丸棒加工機 その他	※具体名		台 -
			杭加工施設装置	(注) 木材製材施設のほか 杭加工機 結束機 その他	※具体名		台 台 -
			木材処理加工用機械	ログローダ フォークリフト クレーン ホイールクレーン 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 m ² -
			品質向上・物流拠点施設装置	木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 木質バイオマス発電施設 モルダ グレーディングマシン 含水率計(設置型) マーキング装置 自動製品選別装置 作業用建物 管理棟 製品保管・配送施設 その他	※具体名	棟 棟 棟	基式 式 台 台 台 台 台 m ² m ² m ² -
			新しい木材活用のための加工供給施設	グレーディングマシン 含水率計(設置型) モルダ マーキング装置 木材強度性能等計測装置 自動製品選別装置 木材注薬等処理施設 木材乾燥機 木質資源利用ボイラー施設 作業用建物 製品保管・配送施設 管理棟 その他	※具体名	棟 棟 棟	台 台 台 台 式 台 式 基式 式 m ² m ² m ² -
		木材集出荷販売施設整備	木材集出荷販売施設装置	剥皮施設 焼却炉 選別機 結束機 販売用建物 管理棟 配送センター 電算処理施設 展示販売用建物 貯木場整備新設 貯木場増設 貯木場改良・舗装 チップヤード整備新設 チップヤード増設 チップヤード改良・舗装 その他	※具体名	棟 棟 棟 棟 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所 箇所	式 基 台 台 m ² m ² m ² 式 m ² m ² m ² m ² m ² m ² -
			木材集出荷用機械	ログローダ フォークリフト ホイールクレーン グラップルクレーン ショベルローダ 機械保管倉庫 その他	※具体名	棟	台 台 台 台 台 m ² -
		森林バイオマス等再利用促進施設整備	森林バイオマス加工施設装置	帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械			台 台 台

メニュー	事業種目	工種又は区分①	工種又は区分②	工種又は区分③	工種又は区分④	呼称単位			
						A	B		
9 原木しいたけ再生回復緊急対策	21 原木しいたけ振興・新需要創出支援	・新商品の開発など販路開拓に向けた活動等に対する支援 ・需要に応じたしいたけ生産の実証に対する支援	※具体的取組内容					式	
			※具体的取組内容						
	22 省エネ型施設など生産コストの削減や生産性・品質向上に向けた施設等の整備	特用林産物生産基盤整備	作業道等整備	作業道開設 作業道改良 モノレール その他		※具体名	路線 路 線 基	m 箇所・m	
			ほだ場等造成	ほだ場造成 給排水施設 その他		※具体名	箇所	m ² 式 —	
	特用林産物生産施設	特用林産物生産施設装置	選別機 浸水槽 人工ほだ場 フレーム 加温機 乾燥機 冷蔵施設 給水施設 懸垂式栽培装置 植菌機 チップパー かくはん機 ボイラー 殺菌装置 菌床製造装置 充てん機 接種機 菌掻機 包装機 炭化施設 製品保管倉庫 作業用建物 培養用建物 発生用建物 資材保管倉庫 焼却炉 育苗施設 切断機 竹割機 結束機 竹粉製造機 爆砕装置 乾燥施設 その他				箇所	台 基 m ² m ² 台 台 式 式 式 式 台 台 式 式 台 台 式 式 台 台 式 式 —	
				特用林産物生産用機械	林内作業車 フォークリフト ホイールローダー モノレール 生鮮物運搬車 機械保管倉庫 その他		※具体名	基 棟	台 台 m 台 m ² —
				特用林産物加工流通施設	特用林産物加工・貯蔵施設装置	選別機 包装機 乾燥機 スライサー ボイラー 殺菌装置 特用林産物加工用機器 自動昇降機 給水施設 冷蔵施設 作業用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 乾燥用建物 管理棟 帯鋸盤 丸鋸盤 鋸仕上機械 チップパー チップ吹上装置 集じん装置 焼却炉 乾燥施設 木工鋸盤 かんな盤 木工フライス盤 ほぞ取り盤 木工せん孔盤 サンダー 木工工具研削盤 ジョイント 接着装置 切断機 竹割機 結束機 竹粉製造機 成型施設 有機肥料生産施設 爆砕装置 その他		※具体名	棟 棟 棟 棟
	特用林産物加工流通施設	特用林産物加工・貯蔵施設装置	乾燥機 包装機 冷蔵施設 販売用建物 製品保管倉庫 資材保管倉庫 管理棟 電算処理施設 展示販売用建物 その他			※具体名	棟 棟 棟 棟	台 台 式 m ² m ² m ² 式 m ² 式 —	
				特用林産物加工流通用機械	フォークリフト 生鮮物輸送車 機械保管倉庫 その他		※具体名	棟	台 台 m ² —
		廃床等活用施設	廃床等活用施設装置	作業用建物			棟	m ²	

メニュー	事業種目	工種又は 区分①	工種又は 区分②	工種又は 区分③	工種又は 区分④	呼称単位		
						A	B	
				製品保管倉庫 管理用建物 発酵・醸成槽 送風装置 資材保管倉庫 袋詰機 その他	※ <i>具体名</i>	棟	m ²	
			廃床等活用機械	フォークリフト ホイールローダー 機械保管倉庫 その他		棟	台	m ²
		特用林産物獣害対策施設	特用林産物防護施設装置	防護柵 防護用爆音装置 その他	※ <i>具体名</i>		m	式

注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(森林由来のものに限る)をいう。

IV 森林整備加速化・林業再生対策

メニュー	事業種目	工種又は 区分①	工種又は 区分②	工種又は 区分③	工種又は 区分④	呼称単位	
						A	B
木質バイオマス発電 施設整備	施設整備に対する資金融通	施設整備に対する資金融通	その他				式

注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政利第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(森林由来のものに限る)をいう。

別表2

指標のガイドライン

- 1 全体指標の設定単位は計画主体(都道府県)ごと、個別指標の設定単位は事業主体ごととする。
 2 下表のうち、○は必須、●は事業内容等によりどれか一つ必ず選択、◎は事業内容等により必ず選択する指標とする。

全体指標	全体指標の定義	メニュー	事業種目	個別指標	個別指標の定義	
復興木材安定供給等対策 森林・林業人材育成加速化事業 強い林業・木材産業構築緊急対策 ○間伐実施面積 ○間伐材利用量	本事業による間伐面積(ha) 事業計画するエリアにおける間伐材利用量(m ³) ※間伐実施面積については、目標年度は事業完了年度とする。 ※間伐材利用量については、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目とする。	間伐等	間伐等	○搬出間伐材積 ○間伐面積 ○搬出間伐面積	搬出間伐材積量(m ³) 間伐面積(ha) 搬出間伐面積(ha) ※目標年度は事業実施年度とする。	
		木材の効率的な供給に向けた路網の整備	林業専用道(規格相当)整備 森林作業道整備	○林内路網密度	路網密度(m/ha) ※目標年度は事業実施年度とする。	
		森林境界の明確化	森林境界明確化	○森林境界明確化面積	森林の境界が明確化された面積(ha) ※目標年度は事業実施年度とする。	
		高性能林業機械等の導入	高性能林業機械等導入【機械導入】	◎素材生産量【機械導入】	受益範囲内もしくは事業主体における素材生産量(m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。	
		木材加工流通施設等整備	ストックポイント整備【ストック】 間伐材等加工流通施設整備【木材加工】	◎間伐材等利用(流通)量【ストック】 ●間伐材等利用(流通)量【木材加工】 ●間伐材等利用(加工)量【木材加工】 ●間伐材等利用(乾燥)量【木材加工】	当該施設による間伐材等の流通量(m ³) 当該施設による間伐材等の流通量(m ³) 当該施設による間伐材等の加工量(m ³) 当該施設による間伐材等の乾燥量(m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。	
		※素材生産量については、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目とする。	木造公共施設等整備	木造公共施設等整備	○地域材利用量 ○施設利用者数	当該施設による地域材利用量(m ³) 当該施設による施設利用者数(人) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		※地域材の利用量については、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目とする。	木質バイオマス利用施設等整備※	木質バイオマス加工流通施設等整備 木質バイオマスエネルギー利用施設整備	○木質バイオマス利用量	当該施設におけるバイオマス使用量(m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
		※その他本対策における性化等については、本対策により実施するメニューの個別指標の目標年度とする。	木質バイオマス発電施設整備	施設整備に対する資金融通	○木質バイオマス利用量	当該施設におけるバイオマス使用量(m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
			流通経費支援	間伐材等運搬	○安定取引協定に基づく間伐材利用量 ○間伐材生産量※ ※林業事業者等間伐材生産者以外の者が流通経費を負担し、当該支援を受けようとする場合は、安定取引協定締結に係る林業事業者等の数値を計上すること。	事業主体が締結する当該安定取引協定に基づく間伐材取引量(m ³) 当該安定取引協定を締結した事業者の間伐材生産量(m ³) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
			CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策	CLT等新製品・新技術の実証・展示	●地域材利用(加工)量 ●実証データの収集件数	当該事業による事業者の地域材利用(加工)量(m ³) 当該事業から得られるCLT等の普及に向けた実証データの収集件数(件) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。
	原木しいたけ再生回復緊急対策	原木しいたけ振興・新需要創出支援	○販路開拓数	新規に販路を開拓した件数(件) ※目標年度は事業実施年度とする。		
		特用林産施設整備	●生産量 ●生産性 ●生産コスト ●価格	当該施設による対象品目の生産量(t,kg,m ³ 等) 当該施設による対象品目の生産性(t,kg,m ³ 等/人・日) 当該施設による対象品目の生産コスト(千円/t,kg,m ³ 等) 当該施設による対象品目の価格(円/t,kg,m ³ 等) ※目標年度は事業実施年度の翌年度から3年目とする。		

※注 本表における「木質バイオマス」とは、「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」について(平成24年6月18日付け24林政令第37号林野庁長官通知)に定める「間伐材等由来の木質バイオマス」又は「一般木質バイオマス」(森林由来のものに限る。)をいう。

様式1

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業計画(変更)承認申請書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第3の2(変更の場合は、第3の3)の規定に基づき、(変更)事業計画書を添えて申請します。

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

(変更の場合は、以下を記載する。)

1 変更理由

2 変更の概要

(注)

1. 様式2を添付すること。
2. 変更承認申請書を提出する場合は(1)～(2)のとおりとする。
 - (1) 事業計画書の様式に準じて作成した変更事業計画書を添付すること。
 - (2) 様式2のうちの事業費等については、上段に変更前を()書き、下段に変更後を裸書きとする。

作成年度

平成	年度
----	----

森林整備加速化・林業再生基金
(変更)事業計画書

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

〇 〇 都道府県

第1. 基本的事項

1. 都道府県の森林整備及び林業・木材産業の現状と課題

※(現状、望ましい姿、解決すべき課題等を記述。)

2. 施策の基本方針

※(事業の対象エリア、課題解決のための基本方針等を記述。特に、本事業において取り組む施策と課題解決の関係について記述。)

3. 地域材の需要拡大と安定的・効率的な生産・供給体制の構築等に関する考え方

※(地域材の新たな需要拡大に資する取組、安定的・効率的な生産・流通・加工体制の構築等の考え方を記述)

4. 復興に必要な木材の安定供給に対する考え方(復興木材安定供給等対策を実施しない場合は省略可)

※(復興木材安定供給等対策を実施する場合のみ、復興に必要な木材の安定供給の考え方を記述)

4. その他

※(特記すべき事項がある場合、記述)

第2. 全体目標及び事業実施期間等

1. 全体目標

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								
素材生産量								
地域材の利用量								

(注)

- 1 変更前の目標等については、それぞれの欄の上段にカッコ書きで記入すること。
 - 2 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。(復興木材安定供給等対策を実施する場合のみ記載することとし、それ以外の場合は省略可)
 - 3 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。(復興木材安定供給等対策を実施する場合のみ記載することとし、それ以外の場合は省略可)
 - 4 地域材の利用量については、本事業における地域材の利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とし、当該指標が設定できない都道府県においては、本対策において実施するメニューの個別指標を記載する。
 - 5 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること
- * 行については、適宜加除のこと。

2. 事業実施期間等

	区 分	事業実施期間等
基金存続期間	—	まで
事業実施期間	復興木材安定供給等対策	まで
	強い林業・木材産業構築緊急対策	まで
	林業成長産業化総合対策	まで
	森林整備加速化・林業再生対策	まで

第3. 基金保有額及びメニューごとの事業費等

1. 復興木材安定供給等対策

(1) 基金保有額

(単位:円)

財 源	交 付 額	運 用 益	基 金 へ の 返 還 額	基 金 へ の 納 付 額	前 年 度 まで の 執 行 額 (実 績)	国 返 還 庫 額	基 金 残 額
平成23年度 補正予算 (第3号)							

(2) メニューごとの事業費等

(金額の単位:円)

事業実施年度	平成27年度		
メニュー	数 量	基 金 事 業 費	備 考
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	—		
2. 間伐等	ha		
3. 林内路網整備	m		
4. 森林境界の明確化	ha		
5. 高性能林業機械等の導入	台		
6. 木材加工流通施設等整備	施設		
7. 木質バイオマス利用施設等整備	施設		
8. 流通経費支援	m3		
※指導等事業	—		
合 計 (a)	—		

注1) 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2) 「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

第3. 基金保有額及びメニューごとの事業費等

2. 強い林業・木材産業構築緊急対策

(1) 基金保有額

(単位:円)

財 源	交 付 額	運 用 益	基 金 へ の 返 還 額	基 金 へ の 納 付 額	前 年 度 まで の 執 行 額 (実 績)	国 返 還 庫 額	基 金 残 額
平成24年度 補正予算 のうち 整備費補助 金に係る分							

(2) メニューごとの事業費等

(金額の単位:円)

事業実施年度 メニュー	平成27年度		
	数 量	基 金 事 業 費	備 考
1. 木材加工流通施設等整備	施設		
2. 木造公共施設等整備	施設		
3. 木質バイオマス利用施設等整備	施設		
※指導等事業	—		
合 計 (b)	—		

注1)基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2)「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

第3. 基金保有額及びメニューごとの事業費等

3. 林業成長産業化総合対策

(1) 基金保有額

(単位:円)

財 源	交 付 額	運 用 益	基 金 へ の 返 還 額	基 金 へ の 納 付 額	前年度までの執行額(実績)	国 返 還 額	庫 庫 額	基 金 残 額
平成21年度補正予算								
平成22年度予備費								
平成22年度補正予算								
平成23年度補正予算(第4号)								
平成24年度補正予算(整備費補助金を除く)								
平成25年度補正予算								
合 計								

(2) メニューごとの事業費等

(金額の単位:円)

事業実施年度 メ ニ ュ ー	平成27年度		
	数 量	基 金 事 業 費	備 考
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等	—		
2. 木造公共施設等整備	施設		
	施設		
	施設		
3. 木質バイオマス利用施設等整備	件		
	件		
	件		
4. CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策	件		
	件		
	件		
5. 木材加工流通施設等整備	施設		
	施設		
	施設		
6. 木材の効率的な供給に向けた路網整備	m		
	m		
	m		
7. 森林境界の明確化	ha		
	ha		
	ha		
8. 高性能林業機械等の導入	台		
	台		
	台		
9. 原木しいたけ再生回復緊急対策	件		
	件		
	件		
※指導等事業	—		
合 計 (c)	—		平成21年度補正予算
	—		平成22年度予備費
	—		平成22年度補正予算
	—		平成23年度補正予算(第4号)
	—		平成24年度補正予算
	—		平成25年度補正予算
合 計			

注1) 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 注2) 「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。
 ※行については、適宜追加すること。

第3. 基金保有額及びメニューごとの事業費等

4. 森林整備加速化・林業再生対策

(1) 基金保有額

(単位:円)

財 源	交 付 額	運 用 益	基 金 へ の 返 還 額	基 金 へ の 納 付 額	前 年 度 まで の 執 行 額 (実 績)	国 返 還 庫 額	基 金 残 額
平成26年度 補正予算							

(2) メニューごとの事業費等

(金額の単位:円)

事業実施年度	平成27年度		
メニュー	数 量	基 金 事 業 費	備 考
1. 木質バイオマス発電施設整備	施設		
※指導等事業	—		
合 計 (d)	—		

注1)基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
注2)「地方負担額」は、都道府県及び市町村の負担額を記載すること。

4. 基金事業費総額

区 分	基 金 事 業 費	備 考
復興木材安定供給等対策 (a)		
強い林業・木材産業構築緊急対策 (b)		
林業成長産業化総合対策 (c)		
森林整備加速化・林業再生対策 (d)		
基金事業費総額 (a+b+c+d)		

7. 木質バイオマス利用施設等整備																				
合計			計																	
流通経費支援																				
合計			計																	
※指導等事業費																				
総計																				

- (注)
- 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 高性能林業機械等の導入について、個別指標における現状値については、機械導入年度における事業主体の素材生産計画量を記載すること。
 - 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
 - その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - 2、4、5、8については、定額の単価
 - 林内路網整備については、路線ごとの開設延長と定額の単価
 - 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること
 - 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産量
 - 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - 流通経費支援については、個別指標を記載しなくてもかまわない。ただし実施要綱別表1の8の①の運搬については被災工場名を、実施要綱別表1の8の②の運搬については原木の供給が困難になった事業者名を備考欄に記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容及び数量	基金事業費 (円)	個別指標					備考	
						指標	現状値		目標値			
							数値	単位	年度	数値		単位

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
 - 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (2) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (3) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (4) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
- * 行については、適宜加除のこと。

7. 森林境界の明確化			計										
合計													
8. 高性能林業機械等の導入			計										
合計													
12. 原木しいたけ再生回復緊急対策			計										
合計													
※指導等事業費													
総計													

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
 - 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 7、9については、定額の単価
 - (2) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (3) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (4) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (5) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (6) CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策については、具体的に収集する実証データ
 - (7) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産量
 - (8) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (9) 高性能林業機械等の導入について、ハイブリッド型の機械を導入する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

第4. 具体的事業内容

4. 森林整備加速化・林業再生対策

メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	基金事業費 (円)	個別指標						備考	
						指標	現状値			目標値			
							数値	単位	年度	数値	単位		年度
木質バイオマス発電施設整備													
合計			計										
※指導等事業費													
総計													

- (注)
- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
- * 行については、適宜加除のこと。

様式3

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業変更協議書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱第3の3の規定に基づき、協議します。

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

変更の理由:

別紙

全体目標

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	
間伐実施面積								
間伐材利用量								
素材生産量								
地域材の利用量								

(注)

- 1 変更前の目標等については、それぞれの欄の上段にカッコ書きで記入すること。
 - 2 間伐実施面積については、本事業による間伐面積とし、目標年度は事業完了年度を原則とする。(復興木材安定供給等対策を実施する場合のみ記載することとし、それ以外の場合は省略可)
 - 3 間伐材利用量については、事業を計画するエリアにおける間伐材利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とする。(復興木材安定供給等対策を実施する場合のみ記載することとし、それ以外の場合は省略可)
 - 4 地域材の利用量については、本事業における地域材の利用量とし、目標年度は事業完了年度の翌年度から3年目を原則とし、当該指標が設定できない都道府県においては、本対策において実施するメニューの個別指標を記載する。
 - 5 その他、設定すべき指標がある場合は、追記すること
- * 行については、適宜加除のこと。

様式4

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

平成○年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告書

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱の第6の規定に基づき、事業実施状況報告書を添えて報告します。

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

(注)

様式5を添付すること。

作成年度

平成	年度
----	----

平成○年度森林整備加速化・林業再生基金
事業実施状況報告書

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

○ ○ 都道府県

平成〇年度森林整備加速化・林業再生基金事業実施状況報告(全体)

1 基金保管実績

(単位:円)

区 分	年度当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	納付金繰入額 (D)	基金事業費 (当該年度支出 額) (E)	国庫返還額 (F)	年度末保管額 (A)+(B)+(C)+(D) -(E)-(F)
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(復興木材安 定供給等対策)							
森林整備加速化・林業再生 整備費補助金(強い林業・木材 産業構築緊急対策分)							
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(林業成長産 業化総合対策分)							
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(森林整備加 速化・林業再生対策分)							
合 計							

注1)基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2) (A)～(F)までの各欄の金額は、別紙2の(1)、(2)、(4)にあつては合計額、(3)にあつては総合計額と一致すること。

2 保有割合

(金額の単位:円)

区 分	保有割合	算 出 根 拠	直近年度末の 基金保有額	基金事業に 要する費用	貸付残高	返納見込額
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(復興木材安 定供給等対策)		直近年度末の基金保有額/ 基金事業に要する費用				
森林整備加速化・林業再生 整備費補助金(強い林業・木材 産業構築緊急対策分)		直近年度末の基金保有額/ 基金事業に要する費用				
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(林業成長産 業化総合対策)		直近年度末の基金保有額/ (基金事業に要する費用+貸付残高- 返納見込額)				
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(森林整備加 速化・林業再生対策分)		直近年度末の基金保有額/ (基金事業に要する費用+貸付残高- 返納見込額)				

注1)「直近年度末の基金保有額」には、1基金保管実績の年度末保管額を記載すること。

注2)「基金事業に要する費用」には、次年度以降に予定している基金事業費を記載すること。

注3)「貸付残高」には、資金融通した金額のうち、当該年度までに返納されていない金額を記載すること。

注2)「返納見込額」には、貸付残高のうち次年度以降に返納が予定されている金額を記載すること。

3 基金運用実績

(単位:円)

区 分	運 用 益						合 計
	平成26年度まで に基金に繰入 れた運用益の額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(復興木材安 定供給等対策)							
森林整備加速化・林業再生 整備費補助金(強い林業・木材 産業構築緊急対策分)							
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(林業成長産 業化総合対策)							
森林整備加速化・林業再生 事業費補助金(森林整備加 速化・林業再生対策分)							
合 計							

注1)「平成26年度までに基金に繰入れた運用益の額」の欄には、これまでに基金に繰入れた運用益の累計額をそれぞれ該当する区分に記載すること。

注2)当年度の各区分の額は、別紙2の(1)、(2)、(4)にあつては合計額、(3)にあつては総合計額と一致すること。

4 返還金実績

(単位:円)

区 分	基 金 へ の 返 還 額						
	平成26年度までに基金に繰入れた返還金の額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合 計
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策)							
森林整備加速化・林業再生整備費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(林業成長産業化総合対策)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林整備加速化・林業再生対策分)							
合 計							

注1)「平成26年度までに基金に繰入れた返還金の額」の欄には、これまでに基金に繰入れた返還金の累計額をそれぞれ該当する区分に記載すること。

注2) 当年度の各区分の額は、別紙2の(1)、(2)、(4)にあつては合計額、(3)にあつては総合計額と一致すること。

5 国庫返還(納入)実績

(単位:円)

区 分	国 庫 へ の 納 入 (返 還) 金 額						
	平成26年度までに国庫に納入した補助金の額	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	合 計
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(復興木材安定供給等対策)							
森林整備加速化・林業再生整備費補助金(強い林業・木材産業構築緊急対策分)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(林業成長産業化総合対策)							
森林整備加速化・林業再生事業費補助金(森林整備加速化・林業再生対策分)							
合 計							

注1)「平成26年度までに国庫に納入した補助金の額」の欄には、これまでに国庫に納付(返還)した国庫補助金相当額の累計額をそれぞれ該当する区分に記載すること。

注2) 当年度の各区分の額は、別紙2の(1)、(2)、(4)にあつては合計額、(3)にあつては総合計額と一致すること。

6 納付金実績

(1) 林業成長産業化総合対策分

(単位:円)

森林整備加速化・林業再生事業費補助金(要綱別表2の3の2)①に限る)	納 付 金						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
合 計							
	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
合 計							
	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	合 計
合 計							

注) 当年度の合計額は、別紙2(3)の総合計額と一致すること。

(2) 森林整備加速化・林業再生対策分

(単位:円)

森林整備加速化・林業再生事業費補助金(要綱別表3に限る)	納 付 金						
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
合 計							
	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	平成39年度	平成40年度
合 計							
	平成41年度	平成42年度	平成43年度	平成44年度	平成45年度	平成46年度	合 計
合 計							

注) 当年度の合計額は、別紙2(4)の合計額と一致すること。

7 基金の解散年月日(中止又は廃止も含む)

基金の 解散・中止・廃止 年月日	区 分	解 散 ・ 中 止 ・ 廃 止 年 月 日

基金事業に係る経費

(1)復興木材安定供給等対策

(金額の単位:円)

メニュー	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	基金事業費 (当該年度支出額)		年度末保管額 (A)+(B)+(C)+(D) -(E)
				数量	基金事業費 (E)	
1. 地域許婦議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等				施設		
2. 間伐等				施設		
3. 林内路網整備				施設		
4. 森林境界の明確化				施設		
5. 高性能林業機械等の導入				施設		
6. 木材加工流通施設等整備				施設		
7. 木質バイオマス利用施設等整備				施設		
8. 流通経費支援				施設		
※指導等事業				—		
小 計					注4)	
運用益、返還金及び国交納付(返還)金		注5)	注5)		注6)	
合 計				—		

注1)基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」及び「返還金繰入額」には、当該年度内に基金に繰り入れたそれぞれの額について記載すること。

注4)運用益又は返還金を『事業』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を記載すること。

注5)運用益又は返還金を『基金』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を該当する欄に記載すること。なお、それぞれの額を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6)年度内に国庫に納付又は返還した場合は、その金額を年度支出額欄の運用益、返還金及び国庫納付(返還)金欄の該当する箇に記載すること。

基金事業に係る経費

(2)強い林業・木材産業構築緊急対策

(金額の単位:円)

メニュー		当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	基金事業費 (当該年度支出額)		年度末保管額 (A)+(B)+(C)+(D) -(E)
					数量	基金事業費 (E)	
基金	1. 木材加工流通施設等整備	/	/	/	施設		/
	2. 木造公共施設等整備				施設		
	3. 木質バイオマス利用施設等整備				施設		
	※指導等事業				—		
	小計					注4)	
運用益、返還金及び 国交納付(返還)金			注5)	注5)	/	注6)	
合計					—		

注1)基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2)「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3)「運用益繰入額」及び「返還金繰入額」には、当該年度内に基金に繰り入れたそれぞれの額について記載すること。

注4)運用益又は返還金を『事業』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を記載すること。

注5)運用益又は返還金を『基金』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を該当する欄に記載すること。なお、それぞれの額を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6)年度内に国庫に納付又は返還した場合には、その金額を年度支出額欄の運用益、返還金及び国庫納付(返還)金欄の該当する箇所に記載すること。

基金事業に係る経費

(3) 林業成長産業化総合対策

(金額の単位:円)

メニュー	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	返納金繰入額 (D)	基金事業費 (当該年度支出額)		年度末保管額 (A)+(B)+(C) +(D)-(E)
					数量	基金事業費 (E)	
基 金					—	—	
					—	—	
					—	—	
					—	—	
					—	—	
					施設	—	
					施設	—	
					施設	—	
					施設	—	
					施設	—	
1. 地域協議会の運営、調査・調整、計画作成、普及等					—	—	
					—	—	
2. 木造公共施設整備					施設	—	
					施設	—	
3. 木質バイオマス利用施設等整備					施設	—	
					施設	—	
4. CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策					件	—	
					件	—	
5. 木材加工流通施設等整備					件	—	
					件	—	
6. 木材の効率的な供給に向けた路網の整備					施設	—	
					施設	—	
7. 森林境界の明確化					施設	—	
					施設	—	
8. 高性能林業機械等の導入					m	—	
					m	—	
9. 原木しいたけ再生回復緊急対策					m	—	
					m	—	
※指導等事業					ha	—	
					ha	—	
小 計					ha	—	
					ha	—	
運用益、返還金、返納金及び国庫納付(返還)金					ha	—	
					ha	—	
合 計					台	—	
					台	—	
総 合 計					台	—	
					台	—	

注1) 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
注2) 「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。
注3) 「運用益繰入額」、「返還金繰入額」及び「返納金繰入額」には、当該年度内に基金に繰り入れたそれぞれの額について記載すること。
注4) 運用益、返還金又は返納金を『事業』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を記載すること。
注5) 運用益、返還金又は返納金を『基金』に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を該当する欄に記載すること。なお、それぞれの額を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。
注6) 年度内に国庫に納付又は返還した場合には、その金額を年度支出額欄の運用益、返還金、返納金及び国庫納付(返還)金欄の該当する箇所に記載すること。
注7) 総合計欄を除く各欄を6段書きとし、1段目に平成21年度補正予算を財源とするもの、2段目に平成22年度予備費を財源とするもの、3段目に平成22年度補正予算を財源とするもの、4段目に平成23年度補正予算(第4号)を財源とするもの、5段目に平成24年度補正予算(整備費補助金(ハード)を除く)を財源とするもの、6段目に平成25年度補正予算を財源とするものを記載すること。

基金事業に係る経費

(4) 森林整備加速化・林業再生対策

(金額の単位:円)

メニュー	当初保管額 (A)	運用益繰入額 (B)	返還金繰入額 (C)	返納金繰入額 (D)	基金事業費 (当該年度支出額)		年度末保管額 (A)+(B)+(C) +(D)-(E)
					数量	基金事業費 (E)	
基金	木質バイオマス発電施設整備				施設		
	※指導等事業				-		
	小計		注4)	注4)	注4)	-	
運用益、返還金、返納金 及び国庫納付(返還)金		注5)	注5)	注5)		注6)	
合計					-		

注1) 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。

注2) 「年度当初保管額」には、年度当初の保管額を記載すること。ただし、当該年度内に新たに基金に繰り入れた場合は、その額を合わせた額を記載すること。

注3) 「運用益繰入額」、「返還金繰入額」及び「返納金繰入額」には、当該年度内に基金に繰り入れたそれぞれの額について記載すること。

注4) 運用益、返還金又は返納金を「事業」に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を記載すること。

注5) 運用益、返還金又は返納金を「基金」に直接繰り入れた場合は、それぞれの額を該当する欄に記載すること。なお、それぞれの額を事業に直接繰り入れた場合は、その合計を含めないこと。

注6) 年度内に国庫に納付又は返還した場合には、その金額を年度支出額欄の運用益、返還金、返納金及び国庫納付(返還)金欄の該当する箇所に記載すること。

7. 木質バイオマス利用施設等整備			計										
合計													
8. 流通経費支援			計										
合計													
※指導等事業費													
総計													

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
- 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
- 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
- 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
- 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
- 6 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
- 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 2、4、5、8については、定額の単価
 - (2) 林内路網整備については、路線ごとの開設延長と定額の単価
 - (3) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (7) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産実績
 - (8) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (4) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
- 9 流通経費支援については、個別指標を記載しなくてもかまわない。ただし実施要綱別表1の8の①の運搬については被災工場名を、実施要綱別表1の8の②の運搬については原木の供給
 - * 行については、適宜加除のこと。

具 体 的 事 業 内 容

(2)強い林業・木材産業構築緊急対策

メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	基金事業費(円)	個別指標						備考	
						指標	現状値			目標値			
							数値	単位	年度	数値	単位		年度
2. 木材加工流通施設等整備			計										
合計													
3. 木造公共施設等整備			計										
合計													
4. 木質バイオマス利用施設等整備			計										
合計													
※指導等事業													
総計													

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
 - 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (2) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (3) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (4) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
- * 行については、適宜加除のこと。

8. 森林境界の明確化			計										
合計													
9. 高性能林業機械等の導入			計										
合計													
12. 原木しいたけ再生回復緊急対策			計										
合計													
※指導等事業費													
総計													

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 木材加工流通施設等整備の個別指標の目標値の欄については、上段に目標量を、下段に現状値に対する目標値の増加量をそれぞれ記載すること。
 - 7 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 7、9については、定額の単価
 - (2) 助成対象物件を担保にし、自己資金の全部又は一部について国の融資制度を受ける場合には、備考欄に「融資該当有」と記載すること。
 - (3) 木造公共施設等整備については、当該施設整備に要する地域材の材積
 - (4) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
 - (5) 木造公共施設等整備の学校関連施設整備のうち、エコスクールに関する取組については、認定学校名
 - (6) CLT等新製品・新技術の実証・展示加速化対策については、具体的に収集する実証データ
 - (7) 高性能林業機械等の導入については、機械導入年度を始期とした3年間の各年度及び3年間平均の素材生産実績
 - (8) 高性能林業機械等の導入について、貸付を行う事業を実施する場合は、利用者の名称
 - (9) 高性能林業機械等の導入について、ハイブリッド型の機械を導入する場合は、(ハイブリッド型)と記載すること。
- * 行については、適宜加除のこと。

具 体 的 事 業 内 容

(4) 森林整備加速化・林業再生対策

メニュー	事業種目	実施市町村	事業主体	事業内容	基金事業費 (円)	個別指標						備考	
						指 標	現状値			目標値			
							数値	単位	年度	数値	単位		年度
木質バイオマス発電施設整備													
合 計			計										
※指導等事業費													
総 計													

(注)

- 1 基金事業費は国費のほか、運用益等を含めた額を記載すること。
 - 2 メニューごとの個別指標については、別表2に定める事項を記載すること。
 - 3 事業種目については、別表1の該当事業種目を、事業内容については、別表1の工種又は区分(必要に応じて具体名を併せて記載。)及び数量を記載すること。
 - 4 実施市町村は、事業を予定している市町村名を記載すること。
 - 5 数量及び基金事業費について、事業主体ごとに計、メニューごとに合計及び全ての計を総計に記載すること。
 - 6 その他(メニュー毎に該当する場合は、以下の項目を備考欄に記載すること。)
 - (1) 木質バイオマス利用施設等整備のうち、バイオマスタウン構想に基づく取組については、バイオマスタウン構想名(公表年月日)を、未利用材(製材工場等残材及び建設発生材木材以外のもの)を利用する取組については、「未利用材を利用」、頑張る地方応援プログラムに基づく取組については、プロジェクト名
- * 行については、適宜加除のこと。

様式6

番 号
年 月 日

林野庁長官 殿

都道府県知事 印

森林整備加速化・林業再生基金事業達成状況報告書

(該当する区分を全て記載する)

区分:復興木材安定供給等対策

区分:強い林業・木材産業構築緊急対策

区分:林業成長産業化総合対策

区分:森林整備加速化・林業再生対策

森林整備加速化・林業再生事業実施要綱第7の規定に基づき、目標達成状況について報告します。

別紙

1. 実績及び達成率

全体指標	目標設定の考え方	現状値			目標値			事業完了年度			1年目			2年目			目標年度の報告			備考
		数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	実績	達成率 (%)	年度	
間伐実施面積								/	/	/	/	/	/	/	/	/				
間伐材利用量																				
素材生産量																				
地域材の利用量等																				

(注)

- 1 指標、現状値、目標値、単位については、事業計画の内容とすること。
- 2 達成率は、目標年度の実績/目標値とすること。
- 3 実績については、その調査方法と調査年月日を備考欄に記載すること。(別様可)
- 4 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。

* 行については、適宜加除すること。

2. 総合評価

指標ごとにその評価について記述するとともに、事業実施上明らかとなった今後の課題とその解決策を記述する。

計画主体の評価及び今後の課題とその解決策

全体指標	本事業の分析とその評価	今後の課題とその解決策
間伐実施面積		
間伐材利用量		
素材生産量		
地域材利用量等		

(注)

- 1 報告年度については、本要領第6の1に基づくこと。
- 2 本表には、指標ごとに評価等を記入すること。

* 行については、適宜加除すること。

補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について

補助事業等に要する人件費の算定方法や適正な執行等について、別に規定している補助事業等を除き、以下の方法によることとする。

1. 補助事業等に係る人件費の基本的な考え方

- (1) 人件費が補助対象として認められている補助事業等における、補助事業等に要する人件費とは、補助事業等に直接従事する者（以下「事業従事者」という。）の直接作業時間に対する給料その他手当をいい、その算定にあたっては、原則として以下の計算式により構成要素ごとに計算する必要がある。

$$\text{人件費} = \text{時間単価}^{*1} \times \text{直接作業時間数}^{*2}$$

※1 時間単価

時間単価については、交付時に後述する算定方法により、事業従事者一人一人について算出し、原則として額の確定時に時間単価の変更はできない。

ただし、以下に掲げる場合は、額の確定時に時間単価を変更しなければならない。

- ・事業従事者に変更があった場合
- ・事業従事者の雇用形態に変更があった場合（正職員が嘱託職員として雇用された等）
- ・交付先における出向者の給与の負担割合が変更された場合
- ・超過勤務の概念がない管理職や研究職等職員（以下、「管理者等」という。）が当該補助事業等に従事した時間外労働の実績があった場合

※2 直接作業時間数

① 正職員、出向者及び嘱託職員

直接作業時間数については、当該補助事業等に従事した実績時間についてのみ計上すること。

② 管理者等

原則、管理者等については、直接作業時間数の算定に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることはできない。ただし、当該補助事業等のためやむを得ず時間外も業務を要することとなった場合は、直接作

業時間数に当該補助事業等に従事した時間外労働時間（残業・休日出勤等）を含めることができることとする。

(2) 一の補助事業等だけに従事することが、雇用契約書等により明らかな場合は、上記によらず次の計算式により算定することができる

$$\text{人件費} = \text{日額単価} \times \text{勤務日数}$$

$$\text{人件費} = \text{給与月額} \times \text{勤務月数} \quad (\text{1月に満たない場合は、日割り計算による})$$

2. 実績単価による算定方法

補助事業等に要する人件費の時間単価は、以下の計算方法（以下「時間単価計算」という。）により算定する。（円未満は切り捨て。）

<時間単価の算定方法>

○正職員、出向者（給与等を全額交付先で負担している者に限る）及び嘱託職員の人件費時間単価の算定方法

原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = (\text{年間総支給額} + \text{年間法定福利費}) \div \text{年間理論総労働時間}$$

・年間総支給額及び年間法定福利費の算定根拠は、「前年支給実績」を用いるものとする。ただし、中途採用など前年支給実績による算定が困難な場合は、別途交付先と協議のうえ定めるものとする（以下、同じ。）。

・年間総支給額は、基本給、管理職手当、都市手当、住宅手当、家族手当、通勤手当等の諸手当及び賞与の年間合計額とし、時間外手当、食事手当などの福利厚生面で補助として支給されているものは除外する（以下、同じ。）。

・年間法定福利費は健康保険料、厚生年金保険料（厚生年金基金の掛金部分を含む。）、労働保険料、児童手当拠出金、身体障害者雇用納付金、労働基準法の休業補償等の年間事業者負担分とする（以下、同じ。）。

・年間理論総労働時間は、営業カレンダー等から年間所定営業日数を算出し、就業規則等から1日あたりの所定労働時間を算出し、これらに乗じて得た時間とする（以下、同じ。）。

○出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価の算定方法

出向者（給与等の一部を交付先で負担している者）の時間単価は、原則として下記により算定する。

$$\text{人件費時間単価} = \text{交付先が負担する（した）（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

・事業従事者が出向者である場合の人件費の精算にあたっては、当該事業従事者に対する給与等が交付先以外（出向元等）から支給されているかどうか確認するとともに、上記計算式の年間総支給額及び年間法定福利費は、補助事業者が負担した額しか計上できないことに注意すること。

○管理者等の時間単価の算定方法

原則として管理者等の時間単価は、下記の（１）により算定する。ただし、やむを得ず時間外に当該補助事業等に従事した場合は、（２）により算定した時間単価を額の確定時に適用する。

（１）原則

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間理論総労働時間}$$

（２）時間外に従事した場合

$$\text{人件費時間単価} = \text{（年間総支給額} + \text{年間法定福利費）} \div \text{年間実総労働時間}$$

・時間外の従事実績の計上は、業務日誌以外にタイムカード等により年間実総労働時間を立証できる場合に限る。

・年間実総労働時間＝年間理論総労働時間＋当該補助事業等及び自主事業等における時間外の従事時間数の合計。

3. 直接作業時間数を把握するための書類整備について

直接作業時間数の算定を行うためには、実際に事業に従事した事を証する業務日誌が必要となる。また、当該業務日誌において事業に従事した時間のほか、他の業務との重複がないことについて確認できるよう作成する必要がある。

【業務日誌の記載例】

(4月) 所属 ○○○部 ××課 役職 ○○○○ 氏名 ○○ ○○ 時間外手当支給対象者か否か

時 日	0	...	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	業務時間及び業務内容		
1				← A →				← B →													A(3h)○○検討会資料準備 B(5.25h)○○調査打ち合わせ	
2				← A →				← A →			← C →										A(6h)○○検討会資料準備、 検討会 C(2h)○○開発打ち合わせ	
3				← D →				← B →			← A →										D(3h)自主事業 B(2h)○○調査打ち合わせ A(4h)現地調査事前準備	
4				← A →																		A(9.5h)○○調査現地調査
5				← A →				← D →														A(3h)○○検討会資料準備 D(5h)自主事業
.																						
.																						
.																						
.																						
30																						
31																						
勤務時間管理者 所属：○○部長 氏名：○○○○ 印												A:○○○○委託事業(○○農政局) B:○○○○委託事業(○○農政局) C:○○○○補助事業(○○局) D:自主事業				合計		A(○○h) B(○○h) C(○○h) D(○○h)				

- ① 人件費の対象となっている事業従事者毎の業務日誌を整備すること。(当該補助事業等の従事時間と他の事業及び自主事業等の従事時間・内容との重複記載は認められないことに留意する。)
- ② 業務日誌の記載は、事業に従事した者本人が原則毎日記載すること。(数週間分まとめて記載することや、他の者が記載すること等、事実と異なる記載がなされることのないよう適切に管理すること。)
- ③ 当該補助事業等に従事した実績時間を記載すること。なお、所定時間外労働(残業・休日出勤等)時間を含める場合は、以下の事由による場合とする。
 - ・補助事業等の実施にあたり、平日に所定時間外労働が不可欠な場合。
 - ・補助事業等の実施にあたり、休日出勤(例：土日にシンポジウムを開催等)が必要である場合で、交付先において休日手当を支給している場合。ただし、支給していない場合でも交付先において代休など振替措置を手当している場合は同様とする。
- ④ 昼休みや休憩時間など勤務を要しない時間は、除外すること。
- ⑤ 当該補助事業等における具体的な従事内容がわかるように記載すること。なお、補助対象として認められる用務による出張等における移動時間についても当該補助事業等のために従事した時間として計上できるが、出張行程に自主事業等他の事業が含まれる場合は、按分計上を行う必要がある。
- ⑥ 当該補助事業等以外の業務を兼務している場合には、他の事業と当該補助事業等の従事状況を確認できるように区分して記載すること。
- ⑦ 勤務時間管理者は、タイムカード(タイムカードがない場合は出勤簿)等帳票類と矛盾がないか、他の事業と重複して記載していないかを確認のうえ、記名・押印する。